

山口県市町総合事務組合からの田布施・平生水道企業団の脱退について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日限り、山口県市町総合事務組合から田布施・平生水道企業団を脱退させる。

以上のおり協議を行った。

令和 7 年 3 月 2 7 日

● ● ● ● ● 長
● ● ●
●

朱印

